

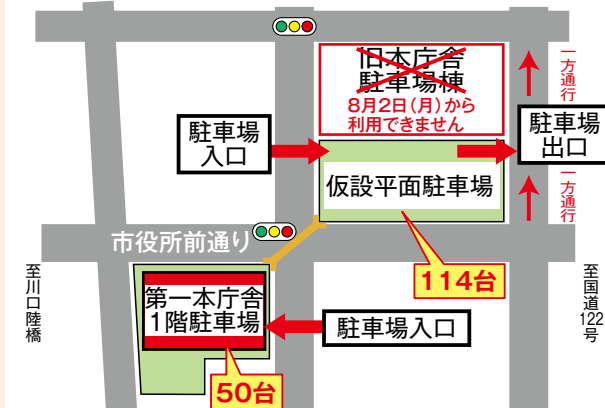


8月2日(月)から 旧本庁舎跡地にて 仮設平面駐車場の運用がスタート!

市役所来庁者用として、旧本庁舎跡地にて仮設平面駐車場の運用を開始します。
今までご利用いただいていた旧本庁舎駐車場棟は、建替えのため利用できなくなります。



駐車場案内



新庁舎2期棟建設スケジュール

今後旧本庁舎駐車場棟の解体を開始し、立体駐車場、新庁舎2期棟、第一本庁舎と新庁舎2期棟を結ぶ連絡通路の建設を進めていきます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
仮設平面駐車場の整備	・日本庁舎駐車場棟解体 ・立体駐車場の建設	・新庁舎2期棟建設 ・連絡通路建設	

問い合わせ…新庁舎建設課 ☎048-271-9461 FAX048-258-1160

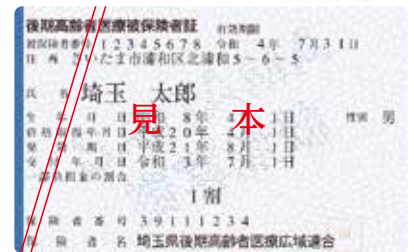
後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ



新しい保険証を送付します

後期高齢者医療被保険者証は、毎年8月1日から翌年7月31日まで使うことができます。令和4年7月31日有効期限の新しい保険証を7月中旬に簡易書留で送付しますので、氏名、住所などをご確認ください。

※FAXでの問い合わせの際は、返信先を明記してください。



令和3年度の保険料

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ (41,700円) \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ ((\text{総所得金額等} - 43万円) \times 7.96\%) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{年間保険料} \\ (\text{限度額}64万円) \end{matrix}$$



均等割額の軽減割合変更

制度本来の7割軽減の一部の対象者のかたは、令和2年度に7.75割の軽減特例を適用していましたが、令和3年度以降は、制度本来の7割軽減に移行します。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)	均等割額の軽減割合 【()内は軽減後の均等割額】		
	制度本来の軽減割合	令和2年度	令和3年度以降
【43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】以下(令和2年度は33万円以下)	7割 (12,510円)	7.75割 (9,380円)	7割 (12,510円)
うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(ほかの各種所得なし)		7割 (12,510円)	

問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-259-7931